

令和3年度 北区ベビーシッター利用支援事業のご案内 (一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を助成します。

1 対象者

北区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育施設の利用、保育認定の有無は問いません）

- ・日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方
(保護者の仕事や自己実現、学校行事など、幅広い理由で利用することができます。)
- ・ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方
(ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。)

2 対象児童

満6歳に達する年度の末日までのお子さん（0歳児～5歳児クラスのお子さん）



3 利用上限

お子さん一人当たり年144時間まで（多胎児の場合は、お子さん一人当たり年288時間まで）

※月ごとに分単位は切り捨てます。(例、1か月の合計利用時間が8時間30分 ⇒ 8時間)

4 助成上限および対象利用料

午前7時から午後10時まで：1時間あたり2,500円を上限に助成

午後10時から午前7時まで：1時間あたり3,500円を上限に助成

※原則、お子さん一人に対して1人のベビーシッターになります（共同保育の場合を除く）。

※純然たる保育サービス提供対価（税込み）のみが補助対象です。

(入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費等は対象外です。)

※家事援助、兄弟姉妹の送迎、その他の付随サービスは本事業に含まれません。

※クーポンや福利厚生制度等を利用し、保育料の負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料（交通費やオプション料金等の補助対象外経費を先に減額）が助成対象となります。

5 利用の流れ

- (1) 東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、事業者と直接利用の契約を行います。
※その際に「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。
※東京都が定める要件を満たさないベビーシッター（個人）が従事した場合は助成対象外です。
- (2) ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払います。
※事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」の交付を受けてください。証明書は補助金を申請する際に必要になります。
- (3) 裏面の必要書類をそろえ、申請書類提出期限までに区に補助金を申請します。

《令和3年度申請及び交付時期》

交付回	利用時期	申請書類提出期限	交付時期
第1回	令和3年4月～6月	令和3年7月31日まで	8月下旬
第2回	令和3年7月～9月	令和3年10月31日まで	11月下旬
第3回	令和3年10月～12月	令和4年1月31日まで	2月下旬
第4回	令和4年1月～3月	令和4年4月30日まで	5月下旬

※申請書の提出期限までに間に合わなかった場合は、次回に交付します。

ただし、前年度分の申請は受付できませんのでご注意ください。

6 補助金の申請方法

以下の書類を、保育課私立保育園係宛てに郵送又は窓口へご提出ください。

(1) すべての方が必要な書類

- A** 北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書
- B** 北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付請求書兼口座振替依頼書
※日付欄と金額欄は未記入のままご提出ください。
- C** 利用内訳表（別紙様式）
- D** ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書
※ご利用のベビーシッター事業者に交付の依頼をしてください。
- E** 保育料を支払ったことを証明する書類の写し（領収書等）
※領収書等で「①利用年月日②利用した児童の氏名③利用時間④利用料の内訳（純然たるサービス提供対価とそれ以外の料金）」が確認出来ない場合には、別途、①～④が分かる書類をご提出ください。

(2) 該当者のみが必要な書類

- F** クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し

※ **A** ～ **C** の書類は、北区公式ホームページからダウンロードすることができます。
二次元コードを読み取り、該当ページをご確認ください。



7 よくあるQ&A

Q	ベビーシッターを利用する際に注意することはありますか？
A	事業者と契約する際に、厚生労働省が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をよくご覧ください。
Q	ベビーシッターを利用する前に行う手続きはありますか？
A	特にありません。ベビーシッター利用後に区に対して補助金の請求手続きを行います。
Q	共同保育をしている場合、他の兄弟姉妹の保育をすることはできますか？
A	契約により共同保育をする場合、ベビーシッターが1人でも兄弟姉妹の保育が可能です。 ※保育料については、各事業者にご確認ください。
Q	どのベビーシッター事業者を利用すればよいのでしょうか？
A	東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」に記載されている事業者を利用した場合のみが補助の対象となります。 ※東京都が定める要件を満たしたベビーシッター（個人）であることをご確認ください。
Q	補助金交付額はどのように決定しますか？
A	1か月ごとに算出した補助額の四半期分（3か月分）の合計を補助金額とします。 ※合計した四半期分の補助額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。
Q	交付された補助金は所得税の課税対象となりますか？
A	令和3年度税法改正により、本事業の補助金は非課税対象となります。

【問い合わせ及び申請先】

北区教育委員会事務局 子ども未来部 保育課 私立保育園係（第1庁舎2階2番）
住所：〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
電話：03-3908-1333

